展勝地レストハウス

利用料金

区分 単位 使用料

競技会、集会、その他の催しのため、全部又は一部を独占した使用 1件1日 9,160円

展示会、博覧会及び興行のため、全部又は一部を独占した使用 1件1日 15,270円

物品の販売、募金その他の商行為（第5条第1項第1号に掲げるものを除く。）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1人1日 610円

業（報道を目的とするものは除く。）としての写真の撮影 1件1日 2,030円

業（報道を目的とするものは除く。）としての映画又はテレビ等の撮影 1件1日 6,110円

※北上市展勝地レストハウス条例第5条第1項各号に掲げる行為に際し、レストハウスの電気を使用する場合は、区分ごとの使用料に1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。

※北上市展勝地レストハウス条例第5条第1項各号に掲げる行為に際し、参加料、入場料その他これらに類する料金を徴収する場合は、区分ごとの使用料を5倍とした額とする。

第5条　次に掲げる行為を目的としてレストハウスの駐車場又は園地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

1. 競技会、集会、展示会、博覧会及び興行その他の催しのため、全部又は一部を独占して使用すること。

みちのく民俗村

利用料金

施設　 単位 使用料

古民家 旧菅野家住宅 1日 3,050円

旧小野寺家住宅 　　　　1日 3,050円

旧星川家住宅 　　　　1日 3,050円

旧大泉家住宅 　　　　1日 3,050円

旧佐々木家住宅 　　　　1日 3,050円

旧北川家住宅 　　　　1日 3,050円

旧仙台藩寺坂番所 1日 3,050円

旧菅原家(豪雪農家)住宅 1日 3,050円

旧菅原家住宅 　　　　1日 3,050円

演舞場 　　　　　　　　1日 3,050円

体験工房 　　　　1日 2,030円

体験厨房 　　　　1日 2,030円

茶屋 　　　　　　　　1日 3,050円

備考

1　1日とは、午前9時から午後5時までの開園時間をいい、開園時間以外の時間(以下「開園外時間」という。)に使用する場合は、使用料を8で除した額に開園外時間の時間数(1時間に満たないときはこれを1時間とする。)及び100分の150を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)を使用料とする。

2　物品等の販売を目的として施設を使用する場合は、当該施設の使用料の5倍に相当する額を使用料とする。

3　指定管理者が利用料金を定める場合は、それぞれの施設における単位及び使用料を上限とする。

展勝地公園

使用料

区分 　　　　　　　　　　　　　　　　単位 使用料

物品の販売、募金その他の行為 　　　　　　　　　　　　　　　　1人1日 610円

業(報道を目的とするものを除く。)として行う写真撮影 　　　　1件1日 2,030円

業(報道を目的とするものを除く。)として行う映画又はテレビ撮影 1件1日 6,110円

競技会、集会その他の催し 　　　　　　　　　　　　　　　　1件1日 9,160円

展示会、博覧会及び興行その他の催し 　　　　　　　　　　　　1件1日 15,270円

占有料

　　　　　　　　　区分　　　　　　　　　　　　　　　　単位　　　　　　　利用料金

露天、商品置場その他これらに類する施設　　占有面積1平方メートルにつき1日　8円

看板　　　　　　　　　　　　　　　　　　　占有面積1平方メートルにつき1月　77円

旗ざお　　　　　　　　　　　　　　　　　　1本につき　　　　　　　　　1日　　8円

幕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　その面積1平方メートルにつき　1日　8円

備考　1　第7条第1項各号に掲げる行為に際し、管理施設の電気を使用する場合は、区分ごとの使用料に1時間(1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。)当たり100円を加算した額とする。

2　第7条第1項第3号の行為に際し、参加料、入場料その他これらに類する料金を徴収する場合は、区分ごとの使用料を5倍した額とする。